

## 山形県教員資質向上協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の7第4項の規定に基づき、山形県教育委員会が組織する同条第1項の協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 前条の協議会は、山形県教員資質向上協議会（以下「協議会」）という。と称する。

### (構成)

第3条 協議会は、法第22条の7第2項の規定に基づき、別表に掲げる関係機関等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。ただし、必要に応じ新たな機関等を加えることができる。

### (委員)

第4条 委員は、第3条に掲げる構成団体の者のうちから、山形県教育委員会が任命する。  
2 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。  
3 委員は、再任されることを妨げない。

### (協議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）に関すること。
- (2) 指標に基づく校長及び教員の資質能力の向上に関すること。
- (3) その他、校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項に関すること。

### (会議)

第6条 協議会は、山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要に応じて招集し、教育長がその議長となる。

- 2 議長が不在のときは、議長が指名する者が、その職務を代理する。
- 3 議長が必要と認めたときは、協議会に構成団体以外の者を招き、意見等を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第7条 協議会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、県教育局教育政策課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年9月5日から施行する。

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

山形県教員資質向上協議会 構成団体（第3条関係）

団体名	備考
山形大学	
東北芸術工科大学	
東北公益文科学院	
東北文教大学	
東北文教大学短期大学部	
羽陽学園短期大学	
山形県立米沢栄養大学	
山形県立米沢女子短期大学	
山形県市町村教育委員会協議会教育長会	
山形県連合小学校長会	
山形県中学校長会	
山形県高等学校長会	
山形県特別支援学校長会	
山形県P T A連合会	
山形県工業会	
山形県教育委員会	

※順不同